

# 倒産や解雇などで離職した人の

## 国民健康保険税を軽減

非自発的失業（倒産や解雇などで離職）により国民健康保険へ加入する人の国民健康保険税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定して賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の額を用います。

### ◆軽減措置適用の条件

左記のすべての要件を満たしている人に限ります。

○国民健康保険加入者

○離職日が平成21年3月31日以降

○離職時点で65歳未満

○該当者の給与所得がゼロでない

○雇用保険

○受給資格者

○証を持ち、

○下表の離職

○理由コード

○（2桁の数

○字）に該当

○**特定受給資格者**：倒産解雇等の事業主都合により離職した者

○**特定理由離職者**：雇用期間満了などにより離職した者

○**※特例受給資格者証**（季節的に

雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態としている短期雇用特例被保険者が所持）、高齢者受給資格者証を持っている人は対象になりません

○**※必要書類の提出**により適用されるものであり、自動的に適用されるものではありません

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

特定受給資格者	11・12・21 22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

### ◆軽減期間

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

### <例>

離職日	軽減期間
平成21年9月5日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日	平成22年4月～平成24年3月
平成22年6月20日	平成22年6月～平成24年3月

### ◆手続き

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

平成22年4月1日から市役所税務課で受け付けを行っています。税務課及び市民課窓口備え付けの「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書」（市ホームページからもダウンロード可）に記入の上、雇用保険受給資格者証を税務課へ持参して手続きをしてください。

散布日は6月14日（月）と15日（火）

# 松くい虫の防除



県と市町村では、海岸保安林の松を守るため、下表の通り松くい虫防除を実施します。

### ◆地上散布実施予定表（海岸県有保安林）

実施市町村	期日	
横芝光町	6月11日（金）	
匝瑳市	野栄地区	6月14日（月）
	八日市場地区	6月15日（火）
旭市	6月15日（火）	

※散布時間は5時から16時ころを予定しています。また、散布日は天候によって順延されることがあります。

### ◆防除方法

○動力噴霧器による地上散布

### ◆注意事項

- 散布中は、散布区域周辺に立ち入らないでください。
- 散布日を含め3日間は、散布区域に立ち入らないでください。

○通勤や通学などの際は、散布区域や時間にご注意ください。

○自動車などに薬剤がかかった場合は、速やかに水で洗ってください。

○山菜、木の実などは1か月程度採取しないでください。

○体調が悪くなった場合は、最寄りの保健福祉センター、医療機関にご相談ください（農薬中毒の症状…けん怠感、頭痛、めまい、吐き気、多量発汗、縮瞳など）。

### ◆お願い

○養殖業者の方へ…魚介類の養殖場、生息地についても飛散しないよう十分留意していますが、必要によっては被覆をお願いします。

○養蜂業者の方へ…採蜜時期と散布時期が重なったときは、巣箱の移動または被覆をお願いします。

問 県北部林業事務所 ☎0475-82-3121、海匠農林振興センター ☎62-0156、市役所産業振興課 ☎73-0089

6月中に提出を  
農業者年金の  
現況届

農業者年金を受給している人に、農業者年金基金より現況届の用紙が送られますので、必要事項を記入し農業委員会へ提出してください。

現況届を提出しないと年金が支給停止になる場合がありますので、必ず提出してください。

問 農業委員会事務局  
☎73-0090

ご注意ください  
有害鳥獣駆除

カラスなどによる農作物被害を防止するため、猟友会の協力を得て、市内全域で一斉駆除を実施しています。

期間：5月22日（土）～8月31日（火）まで

時間：日の出から日没まで

※腕章を付けた従事者が人や家屋、動植物に万全の注意を払って実施します。

問 産業振興課農政班  
☎73-0089

## 市内全域に

# 光ファイバー網を整備

市では、市内どこからでも高速でインターネットが利用できる環境を実現するため、市内全域に光ファイバー網を整備する事業に着手しました。来年の6月には市内全域で供用が開始される予定です。

今回整備する光ファイバー網の運用については、市が直接通信事業を行うのではなく、IRU契約で通信事業者に貸し出すことにより、通信事業者がサービスを提供します。来年6月には市内全域で供用開始となり最大200Mbpsの高速インターネット接続サービスに加えて、IP電話や好きな映画などを観たいときに楽しめる映像配信サービス、地上デジタル放送の視聴なども利用できるようになります。

加入申込については、8月ころから受け付けが開始される予定です。方法などが具体的に成り次第、広報やホームページでお知らせします。

※ IRU契約とは自治体などが保有する光ファイバーなどを通信事業者に対して、長期的かつ安定的に貸し出す契約です。

### ◆光ファイバーを利用したインターネット接続サービスの内容

#### ①インターネット接続

最大通信速度が下り(受信)200Mbps、上り(送信)100Mbpsの高速で大容量の通信が可能となる「フレッツ光ネクスト」のサービスが提供されます。

#### ②IP電話

現在お使いの電話機と電話番号をそのまま使用でき、全国一律通話料の「ひかり電話」が利用できます。

#### ③映像配信

映画や地上デジタル放送などの視聴が可能な「ひかりTV」などの映像配信サービスが利用できます。

☎企画課情報推進室 ☎73-0082

## 共同受信アンテナをご利用の皆さんへ 地デジの準備はお済みですか？

平成23年7月24日にアナログ放送が終了となり、今後もテレビを視聴するためには、地上デジタル放送に対応したアンテナが必要となります。成田空港が設置した共同受信アンテナを利用してテレビをご覧になっている世帯では、戸別アンテナを設置するか、共同受信組合に加入しなければテレビを見ることができなくなるため、市内各地区で共同受信組合の設立が進められています。

共同受信アンテナをご利用されている皆さんは、今後の受信方法をご確認ください。

(対象地区：中央、豊栄、匝瑳、豊和、吉田、飯高、椿海)

☎企画課企画調整班 ☎73-0081



# 70人の 新 青少年相談員が誕生

第16期青少年相談員の任期満了に伴い4月18日、市民ふれあいセンターで第17期匝瑳市青少年相談員委嘱式が行われました。

当日は、太田市長より、3年間の任期を満了された第16期青少年相談員69人の感謝状の贈呈に続き、第17期青少年相談員70人が県知事と市長よりそれぞれ委嘱書の交付を受けました。

青少年相談員は、次代を担

う青少年の健全な育成を推進

するため、スポーツやキャンプなどのさまざまな体験活動や、青少年の良き相談者となり助言指導に当たるなど、地域の大人としての役割を担い、家庭・学校と協力しながら、幅広い活動を行っています。

### 第17期青少年相談員

(敬称略)

#### ◆中央

平山泰伸、古作健二、宇野靖

及川大介、鶴之沢正幸

鈴木健一、小泉法人

川喜行、白井隆司

#### ◆須賀

佐藤利一、石毛徹、鈴木隆幸

#### ◆平和

増田善一、木村隆、山崎雅浩

#### ◆栄

浅野等、小川俊和、大久保晴彦、佐瀬雅之、椎名利臣、及

#### ◆豊栄

小川政直、江波戸淳、北村浩司、鈴木茂樹

#### ◆共興

時野谷利行、石毛正美、渡邊久、増田滋之、平山茂勝

#### ◆野田

利子、石原昌代

#### ◆吉田

#### ◆飯高

土屋和俊、佐藤洋一、石橋広治

#### ◆椿海

熱田英樹、古川三枝子、宇井博一、林正喜、古川幸男、林正昭、高橋政雄、山口喜弘、秋葉靖之、武川敏彦、伊藤江



決意を述べる越川昭洋第17期会長

#### ◆匝瑳

須合健己、北昭顕、関篤史、金親俊哉

#### ◆豊和

埴淳、日色正美、風間善雄、林良臣、鎌形孝、石井智

#### ◆吉田

越川昭洋、加藤孝男、渡邊敦、平山傑

#### ◆野田

増田道男、鈴木勝信、安藤雅己、小林英樹、佐藤正行

